

議案第 3 号

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 24 年 6 月 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(市川市手数料条例の一部改正)

第 1 条 市川市手数料条例 (平成 11 年条例第 40 号) の一部を次のように改正する。

別表その他の手数料の表外国人登録原票記載事項証明書の交付の項を削る。

(市川市印鑑条例の一部改正)

第 2 条 市川市印鑑条例 (昭和 52 年条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている」に改め、同項各号を削る。

第5条第2項第1号中「記録され、又は外国人登録原票に登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名」を「記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、市長は、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち漢字を使用しないものが住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名の表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第2項第3号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 外国人住民のうち氏名に漢字を使用しないものが住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名の表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名の表記

第7条第2項第1号中「第30条の44第5項」を「第30条の44第8項」に改め、同項第2号中「が住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の21（同条第6号から第10号までの規定に係る部分に限る。）」を「の有効期間が満了した場合その他住民基本台帳法施行令第30条の20第7号から第10号までに掲げる場合のいずれかに該当して住民基本台帳法第30条の44第9項」に改める。

第15条中「、住民基本台帳法又は外国人登録法」を「又は住民基本台帳法」に改める。

第16条第2号中「消除され、又は外国人登録原票が閉鎖された」を「消除された」に改め、同条第3号中「氏名、氏又は名の変更により、」を削り、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 登録を受けている印鑑が第5条第3項の規定に該当しないこととなったとき。

(市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第3条 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条の44第8項」を「第30条の44第12項」に改める。

第6条第1号中「第30条の44第5項」を「第30条の44第8項」に改め、同条第2号中「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の21」を「住民基本台帳法第30条の44第9項」に改める。

(市川市遺児手当支給条例の一部改正)

第4条 市川市遺児手当支給条例（昭和53年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく記録又は登録をしている」を「に基づく記録をされている」に改め、同条第2号中「又は外国人登録法に基づく記録又は登録をし」を「に基づく記録をされ」に改める。

(市川市心身障害児福祉手当支給条例の一部改正)

第5条 市川市心身障害児福祉手当支給条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく登録」を削る。

(市川市重度障害者福祉手当支給条例の一部改正)

第6条 市川市重度障害者福祉手当支給条例（平成18年条例第16号）の一

部を次のように改正する。

第3条中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく登録」を削る。

（市川市敬老祝金支給条例の一部改正）

第7条 市川市敬老祝金支給条例（平成9年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）」及び「又は登録」を削る。

（市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 市川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）」及び「又は登録」を削る。

（市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例の一部改正）

第9条 市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例（昭和53年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく記録又は登録をしている」を「に基づく記録をされている」に改める。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

理 由

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行により外国人登録法が廃止され外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられることに伴い、外国人登録法に基づく規定を引用している条文の整備を行うとともに、外国人住民の印鑑登録について必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。